

県内で建設業を営む皆様へ（労働者派遣関係）

建設業務における労働者派遣事業は法律で禁止されています
～ 違法派遣が疑われる場合は労働局に通報します ～

秋田県建設部建設政策課

● 建設業と労働者派遣法の関係

建設業務について労働者派遣事業を行うことは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項の規定により禁止されています。

また、当該規定に違反したとして労働者派遣法第59条の規定による罰金刑等に処せられた者は建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第8号等に該当することとなり、建設業の許可の拒否及び取消しの対象となります。

● 違法派遣が疑われる場合の県の対応

県は、建設業許可や経営事項審査等の事務において、建設業者に労働者派遣法第4条第1項の規定に違反すると疑うに足る事実があるときは、秋田労働局に通報します。

なお、労働力を提供した者と労働力の提供を受けた者の両者について通報します。

通報の対象となるケース（架空の事例）

経営事項審査の面談審査において、契約・支払関係の書類を確認したところ、請求書の品名等の欄に「常用」「人夫貸し」「応援」等の記載があった。

また、工事現場に主任技術者を配置しておらず、労働力を提供する建設業者の労働者が労働力の提供を受ける者から指揮命令を受けていたことも判明した。

● 建設業許可の取消し

通報の対象となった建設業者が、労働者派遣法第4条第1項の規定に違反したとして労働者派遣法第59条の規定により罰金刑等に処せられた場合、県は、建設業法第29条第1項の規定に基づき当該建設業者の許可を取り消すこととなります。

【 労働者派遣法に関する問合せ先 】

秋田労働局職業安定部需給調整事業室（☎018-883-0007）

【 建設業法に関する問合せ先 】

各種手続窓口：各地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム・工事契約チーム

建設業法全般：建設部建設政策課建設業チーム（☎018-860-2425）